

# 公立大学法人富山県立大学男女共同参画推進本部規程

## (設置)

第1条 男女共同参画を推進するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年9月4日法律第64号）（以下「女性活躍推進法」という。）に定める基本理念に基づき、公立大学法人富山県立大学における女性研究者がその能力を最大限発揮できるよう、富山県立大学男女共同参画推進本部（以下「推進本部」という。）を置く。

## (審議事項)

第2条 推進本部は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 女性活躍推進法に基づく事業に関すること。
- (2) その他男女共同参画の推進及び必要な啓発に関すること。

## (組織)

第3条 推進本部は、次に掲げる本部員をもって組織する。

- (1) 教育研究審議会委員
- (2) その他学長が必要と認める者

## (本部長及び副本部長)

第5条 推進本部に本部長を置き、学長をもって充てる。

2 推進本部に副本部長を置き、工学部長をもって充てる。

## (運営)

第6条 本部長は、必要に応じて推進本部の会議を招集し、会議を主宰する。

2 推進本部は、本部員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 議事は、出席した本部員の過半数をもって決し、可否同数のときは、本部長の決するところによる。

## (本部員以外の者の出席)

第7条 本部長が必要と認めるときは、本部員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

## (男女共同参画推進チーム)

第8条 推進本部に、男女共同参画推進チーム（以下「推進チーム」という。）を置く。

2 推進チームは本部長が指名する者をもって組織し、チームリーダー及び副チームリーダーは本部長が指名する。

3 前項に規定する推進チーム構成員の任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

4 推進チームは、次に掲げる事項を所管する。

- (1) 第2条に規定する事務の実施に関する企画立案及び学内関係機関との連絡調整

(2) その他本部長が事業推進に必要と認める事項の調査検討

5 推進チームリーダーが必要と認めるときは、同チームの構成員以外の者を同チームの会議に出席させ、その意見を聴くことができる。

6 推進チームの運営に関する事項は、同チームが別に定める。

(事務)

第9条 推進本部の事務は、事務局経営企画課において処理する。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

#### 附 則

1 この規程は、平成29年8月29日から施行する。

2 第8条第3項の規定にかかわらず、最初の推進チーム構成員の任期は平成30年3月31日までとする。